

# 「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改定案及び「国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等の改定案に関する意見募集について

令和 5年 7月 25日  
国土交通省 総合政策局

## 1. 意見募集の目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)においては、主務大臣は所管事業者における取組に資するための対応指針を策定することとされており、また、国の行政機関の長及び独立行政法人等は対応要領を定めることとされております。加えて、同法においては、これら対応指針及び対応要領を変更するときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。

この度、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を改正内容とする、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の令和6年4月1日施行に向け、令和5年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)も鑑み、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(以下「対応指針」という。)及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(以下「対応要領」という。)についても改正することとしました。

つきましては、対応指針及び対応要領を改正する上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集いたします。

## 2. 意見募集の対象

- 対応指針
  - 1) 国土交通省所管事業における対応指針の改定案
- 対応要領 国土交通省
  - 2) 国土交通省(外局除く)における対応要領の改定案
  - 3) 観光庁における対応要領の改定案
  - 4) 気象庁における対応要領の改定案
  - 5) 運輸安全委員会における対応要領の改定案
  - 6) 海上保安庁における対応要領の改定案

### ● 対応要領 国土交通省所管独立行政法人等

- 7) 国立研究開発法人 土木研究所における対応要領の改定案
- 8) 国立研究開発法人 建築研究所における対応要領の改定案
- 9) 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所における対応要領の改定案
- 10) 独立行政法人 海技教育機構における対応要領の改定案
- 11) 独立行政法人 航空大学校における対応要領の改定案
- 12) 独立行政法人 自動車技術総合機構における対応要領の改定案
- 13) 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構における対応要領の改定案
- 14) 独立行政法人 国際観光振興機構における対応要領の改定案
- 15) 独立行政法人 水資源機構における対応要領の改定案
- 16) 独立行政法人 自動車事故対策機構における対応要領の改定案
- 17) 独立行政法人 空港周辺整備機構における対応要領の改定案
- 18) 独立行政法人 都市再生機構における対応要領の改定案
- 19) 独立行政法人 奄美群島振興開発基金における対応要領の改定案
- 20) 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構における対応要領の改定案
- 21) 独立行政法人 住宅金融支援機構における対応要領の改定案

### 3. 意見提出期間

- 令和5年7月25日(火)～令和5年8月24日(木)【必着】

### 4. 意見提出方法

ご意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、お電話での受付はできませんので、ご了承ください。

- ① インターネット上の意見募集フォーム(締切日必着)

URL:<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ 案件を選択の上、「意見提出フォームへ」へ進んでください。

※ 文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

- ② 電子メール(締切日必着)

メールアドレス:hqt-sabetsu-kaishou-honsyou@gxb.mlit.go.jp

※ 迷惑メール防止のため「@」を「◎」と表示しております。送信の際には、「◎」を「@」(半角)に置き換えてください。

※メールの題名は、「2. 意見募集の対象」の内容を踏まえて、ご意見の対象となる改定案がわかるようにしてください。(例:「国土交通省所管事業における対応指針の改定案に関する意見」)

※ファイルの添付はせず、メール本文(テキスト形式)に直接ご意見を入力してください(ファイル添付によるトラブル防止のため)。

③ ファクシミリ(締切日必着)

以下のFAX番号に送信してください。

FAX 番号:03-5253-1552

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課差別解消法意見募集担当 あて

④ 郵送の場合(締切日当日消印有効)

以下の宛先に送付してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課差別解消法意見募集担当 あて

## 5. 留意事項

- 提出いただくご意見は、日本語に限ります。
- ご意見を提出いただく場合は、別添の様式の内容を踏まえて記載いただきますようお願いいたします。
- ご意見に対し、個別の回答は行いません。
- ご意見は、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 住所、電話番号および電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

## 6. 問い合わせ先

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課差別解消法意見募集担当

電話番号:03-5253-8366

※4.意見提出方法に記載の②電子メール、③ファクシミリによる問い合わせも受け付けています。